

令和8年度 玉城町第8期障がい福祉計画および玉城町第4期障がい児福祉計画策定支援委託業務
 公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この実施要領は、障害者総合支援法第88条第1項に基づき、策定した「玉城町第7期障がい福祉計画」および児童福祉法第33条20項に基づき、策定した「玉城町第3期障がい児福祉計画」が計画期間（令和6～8年度）を終えるにあたり、国および町を取り巻く社会状況等の変化を踏まえ、データを活用した効率的・効果的な施策を立案し、「玉城町第8期障がい福祉計画」・「玉城町第4期障がい児福祉計画」（令和9～11年度）を策定することを目的に業務を委託する事業者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 概要

- (1) 業務名 令和8年度 第7号
 「玉城町第8期障がい福祉計画」「玉城町第4期障がい児福祉計画」策定支援業務
- (2) 業務内容 令和8年度「玉城町第8期障がい福祉計画」「玉城町第4期障がい児福祉計画」策定支援業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月25日まで
- (4) 契約上限額 3,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加の資格

参加者要件は次の要件を満たした者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 玉城町入札参加資格者名簿に登録されていること。国・地方公共団体の資格（指名）停止又は資格（指名）除外の措置を受けていない者。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあっては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

4. スケジュール（予定）

項目	期日等
公募案内の公表（公告）	令和8年 3月30日（月）
質問書の提出期限	令和8年 4月 7日（火）
質問書の回答	令和8年 4月10日（金）

参加申込書及び提案書の提出期限	令和8年 4月16日(木)
プレゼンテーション	令和8年 4月22日(水)(予定)
審査結果通知	令和8年 4月24日(金)(予定)

5. 参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により参加申込書及び企画提案書等の必要書類を期限までに提出すること。

(1) 提出書類

- ①参加申込書【様式4】 1部
- ②会社概要書【任意様式】 1部
- ③業務実績【様式任意：A4版1ページ以内】

過去10年に受託し、完成かつ引き渡し完了した障がい者基本計画策定支援業務の実績（実施年度、事業名、契約相手先）

④業務実施体制【様式任意：A4版1ページ以内】

実施体制及び配置可能な技術者の氏名、所属、経歴、資格を明記すること。この他、円滑に実施するための体制について、特記すべき事項があれば記載すること。

⑤企画提案書【任意様式】 正本1部、副本6部

企画提案書には以下の項目を記載し、全体をA4版、両面印刷10ページ以内で作成すること。（A3版の場合は、1ページをA4版2ページとする。また、表紙を付ける場合にはページに含めない。）文字サイズは10.5ポイント以上とし、カラー印刷での提出も可とする。

【企画提案書必須記入項目】

項目	事項
策定方針	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者基本計画策定にあたっての、コンサルティング方針 ・国の動向および玉城町の特性を踏まえた現時点で想定する計画の達成目標 ・策定過程における町民の参画や意見の把握、反映手法
編集方針	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者基本計画に関する全般的な取りまとめ方針、編集方針 ・指標の設定方法（どのような指標を定め目標とするか等）
工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者基本計画策定に関する全般の取りまとめ、当町との打合せ調査書の作成などについての工程表と工程管理方法
独自提案	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載した業務の内容以外に、想定金額の範囲内で提供可能な独自の提案内容

⑥見積書【様式2】（原本を1部提出）

積算が詳細に分かる内訳書を添付すること。※見積書は、封筒に入れ、割印をすること。

- (2) 提出期限 令和8年4月16日(水) 正午まで(必着)
- (3) 提出先 「11. 連絡及び提出先」に同じ
- (4) 提出方法 持参又は郵送とする。(郵送の場合は書留郵便での送付が好ましい)
- (5) 参加辞退 参加申込書を提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退届を任意の様式

で提出すること。提出方法は参加申込書の提出と同様とする。

6. 質問及び回答

(1) 提出書類

質問書【様式3】による。

(2) 受付期間

令和8年3月30日（月）から令和8年4月7日（火）まで

(3) 受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで

(4) 提出先 「11. 連絡及び提出先」に同じ

(5) 提出方法

質問書【様式3】をFAXまたはメールで提出すること。なお、提出後に保健福祉課 地域共生室（電話 0596-58-7373）へ到着の確認を行うこと。

(6) 質問に対する回答

すべての質問を取りまとめた後、令和8年4月10日（金）までに、質問者全員に対して、FAXまたはメールで回答する。

7. 審査方法・評価基準

(1) 審査方法

プレゼンテーション審査方式とし、提出された企画提案書とプレゼンテーションの内容を下記のとおり審査し決定する。

提案事業者は、提出した企画提案書を使用してプレゼンテーションを行う。映像機器やパソコン等を使用する場合は、令和8年4月17日（金）正午までに保健福祉課 地域共生室に連絡すること。ただし、映像内容は企画内容と合致したものであること。企画提案書の変更・追加は原則的に認めないものとする。

(2) 1社提案

提案者が1社のみの場合でも、内容の審査を行い選定の可否を決定する。ただし、各審査員の評価点の合計点が満点の60%に満たない場合は、契約の相手方の候補者として認めないものとする。

(3) 審査項目・評価基準

別紙1を参照。

(4) プレゼンテーション開催日

令和8年4月22日（水）予定

※開催場所や時間は企画提案提出者に別途通知する。

※1事業者30分間以内を予定（応募事業者数により変更あり）。

※審査員からの質疑10分間程度。

(5) 審査結果

審査結果は、書面にて参加した全ての事業者に通知する。

(6) 契約予定者の選定

審査の結果、総合点数の最も高い事業者を契約予定者として選定する。ただし、当該最高点数事業者が複数ある場合は、審査員の協議により選定する。

なお、当該契約予定者がやむを得えず辞退した場合は、次に総合点数の高い事業者を契約予定者として選定する。

(7) その他

審査結果についての異議申し立ては一切受け付けない。

8. 契約の締結等

選定委員会で選定された契約予定者と、契約内容を協議のうえ、契約を締結する。なお、優先交渉者と協議が整わなかった場合は、次に評価点が高く、選定委員会が適切と判断した事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した事業者と契約を締結する。

9. 提案書の無効及び失格

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

- (1) 提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合。
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (5) その他、企画提案にあたり著しく信義に反する行動等があった場合。

10. 留意事項

- (1) 企画提案プロポーザル及び契約の手続きにおいて用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提出された提案資料については、返還しない。
- (4) 提出された提案資料については、玉城町情報公開条例（平成11年玉城町条例第17号）に基づき情報公開の対象となる。ただし、企業秘密など公開することで提案者に不利益を与える部分は、原則として公開しないので当該部分を明記すること。
- (5) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等は、玉城町個人情報保護法施行条例（令和5年玉城町条例第1号）を遵守すること。
- (6) 成果物の著作権の全部（著作権法第27条及び第28条規定の権利を含む）は、玉城町に帰属するものとする。
- (7) その他必要な事項は、玉城町会計規則の規定によるものとする。

1 1. 連絡及び提出先

〒519-0433 三重県度会郡玉城町勝田4876番地1

玉城町役場 保健福祉課 地域共生室 担当：内堀

電話番号：0596-58-7373 FAX番号：0596-58-8688

E-mail：seifuku-t@town.tamaki.lg.jp